

指定難病^{さかのぼ}遡り制度についてのご案内

1 ^{さかのぼ}遡り制度の概要

従来まで、指定難病の医療費助成の開始日を「申請日」としておりましたが、難病の患者に対する医療等に関する法律の改正により、令和5年10月1日から、支給開始日を「重症度分類を満たしていることを診断した日（重症化時点）」へ遡ることが可能になりました。

・申請日から診断日までの遡り期間は原則1か月とし、申請を診断日から1か月以内に行わなかったやむを得ない理由があった場合には、最長で3か月の期間遡ることができます。

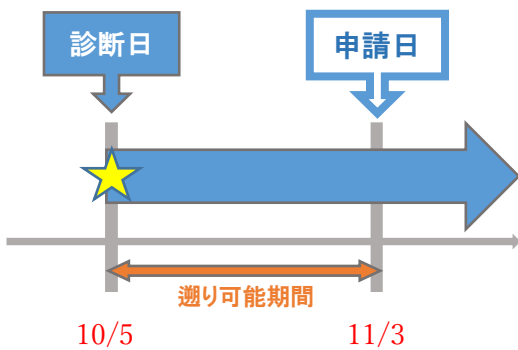
・診断日は「重症度分類を満たしていることを診断した日（重症化時点）」になります。ただし、軽症に当たる場合は、「軽症高額該当基準（10割負担で33,330円を超える月が3回以上）を満たした日の翌日」を診断日とみなし、そこまでの期間が遡りの対象になります。

※令和5年10月1日より前の医療費については、遡って助成の対象とすることはできません。

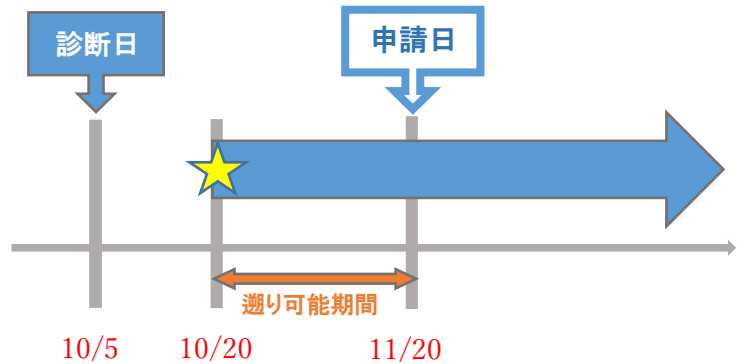
2 ^{さかのぼ}医療費助成遡りの具体例

【1か月以内の遡り】

○申請日が診断日の1か月以内の場合

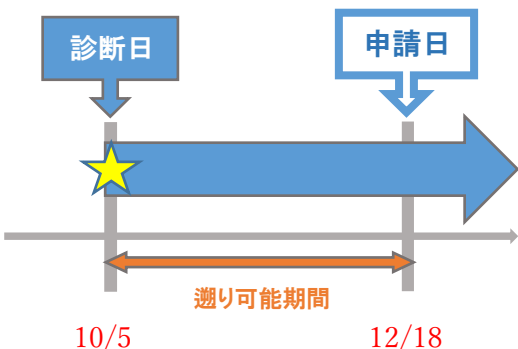


○申請日が診断日の1か月より後の場合

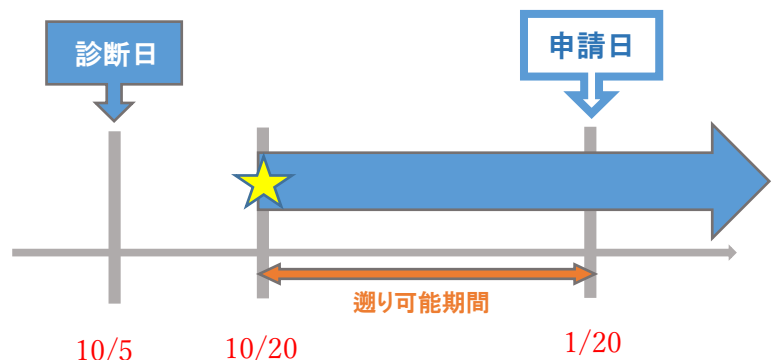


【1か月以上3か月以内の遡り（やむを得ない理由あり）】

○申請日が診断日の1～3か月以内の場合



○申請日が診断日の3か月より後の場合



3 やむを得ない理由の例

診断年月日等から1か月以内に申請を行わなかったことについて想定される事例	特例適用の可否
医療機関から診断を受け臨床調査個人票を発行されているが、DV被害を受け（女性相談所で一時保護を受ける等）、申請手続きのために直ちに動けない場合	○
離島患者において、医療機関が遠隔地（島外）にあり、臨床調査個人票を受領後、治療のため帰島することができず、申請書類の準備や提出に時間を要した場合	○
臨床調査個人票の記載内容について、指定医と患者の認識に相違や誤りがあり、説明や再発行を依頼する等、臨床調査個人票の受領に時間を要した場合	○
診断の前後で体調が悪化し、何週間も入院する等、症状の悪化により、申請書類の準備や提出に時間を要した場合	○
患者本人が、「仕事の都合」により、1か月以内に申請できなかった場合	×
患者本人が、子育てで忙しく申請できなかった場合	×
患者本人が臨床調査個人票の受領を失念していて、診断日より1か月以上経って前倒しを希望された場合	×
患者本人に身内の不幸があった場合	×
患者側における事情として、受験・進学・転居等の私的な事由の場合	×

4 注意事項

- ・申請日からの遡りの期間は原則1か月です。大規模災害等、診断日から1か月以内に申請を行うことができなかったことについてやむを得ない理由があるときは、最長で3か月遡ることができます。
- ・令和5年10月1日以降の申請から適用となります。ただし、令和5年10月1日より前の医療費については、遡って助成の対象とすることはできません。
- ・認定基準を満たしていなければ不承認となりますが、10割負担で33,330円を超える月が3回以上ある場合は、特例として承認になります。（軽症高額制度）
- ・軽症と診断された場合には、月の総医療費（10割負担の金額）の合計が、3回目に33,330円を超えた日の「翌日」を診断日とみなします。

【お問合せ】

茨城県中央保健所 健康増進課 指定難病担当
 電話：029-241-0100
 自動音声で「2」を選んでください。